

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

令和4年10月25日

県南広域振興局長 永井 榮一

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 株式会社クスリのアオキ
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 クスリのアオキ北鬼柳店 北上市北鬼柳5地割1番1ほか
- (3) 変更した事項 大規模小売店舗の名称
- (4) 変更の年月日 令和4年7月20日
- (5) 変更の理由 店舗名称が決定したため

2 届出年月日 令和4年10月11日

3 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び北上市役所